

第 3 回 決算特別委員会会議記録

日 時 令和 2 年 9 月 2 4 日 (木曜日)
場 所 水戸市議会 第 1 ・ 第 2 委員会室

午前 1 0 時 0 分 開議
午後 2 時 7 分 散会

付託事件

認定第 1 号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第 1 号 令和元年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

2 出席委員 (13 名)

委員 長	小 川 勝 夫 君	副 委 員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	土 田 記 代 美 君
委 員	田 中 真 己 君	委 員	田 口 文 明 君
委 員	鈴 木 宣 子 君	委 員	高 倉 富 士 男 君
委 員	飯 田 正 美 君	委 員	小 泉 康 二 君
委 員	渡 辺 政 明 君	委 員	須 田 浩 和 君
委 員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員 (なし)

4 委員外議員出席者 (4 名)

議 長	安 藏 栄 君	議 員	中 庭 次 男 君
議 員	綿 引 健 君	議 員	田 口 米 蔵 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長	田 尻 充 君	副 市 長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君		
総 務 部 長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君		
財 務 部 長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	市民税課長	安 里 裕 行 君
資産税課長	関 根 豊 君	収 税 課 長	佐 々 木 信 也 君

市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民生活課長	小 川 邦 明 君	防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君
生活安全課長	村 沢 晶 弘 君	文化交流課長	三 宅 陽 子 君
新市民会館 整備課長	篠 原 芳 之 君		
福祉部長兼 福祉事務所長	横須賀 好 洋 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君		
保健医療部長	大 曾 根 明 子 君	保健医療部 副部長	田 中 誠 一 君
保健所参事兼 保健予防課長	小 林 秀 一 郎 君	保健医療部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健総務課長	小 林 か お り 君	地域保健課長	龍 田 晴 美 君
産業経済部長	鈴 木 吉 昭 君	産業経済部 参事兼 商工課長	長 谷 川 昌 人 君
農業環境整備 課 長	三 村 隆 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部 技 監 兼 市街地整 備課長	木 村 勤 君
都市計画部 技 監 兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君	都市計画課長	柴 崎 美 博 君
建築指導課長	井 原 孝 志 君	住宅政策課長	砂 川 和 敏 君
会計管理者 兼会計課長	小 田 木 義 弘 君		
教 育 長	志 田 晴 美 君	教育部長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	総合教育研究 所 長	春 原 孝 政 君
学校保健給食 課 長	小 川 佐 栄 子 君	放課後児童 課 長	大 和 敦 子 君

総合教育
研究所副所長 湯 澤 康 一 君

6 事務局職員出席者

事務局長	小 嶋 正 徳 君	事務局次長 兼総務課長	関 谷 勇 君
議事課長	永 井 誠 一 君	議事係長	綱 島 卓 也 君
書記	昆 節 夫 君	書記	島 田 祐 輔 君

午前10時 0分 開議

○小川委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

認定第1号（令和元年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○小川委員長 本日の日程は、認定第1号であります。

それでは、昨日に引き続き、ただいまから認定第1号につきまして、通告に基づく質疑を行います。

まず初めに、鈴木委員から発言を願います。

鈴木委員。

○鈴木委員 おはようございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、子ども発達支援センターについて、お伺いしたいと思います。

資料の27ページでございます。あとは、議案書⑥の43ページになります。

ある調査によりますと、10人に1人が発達障害であると言われております。また、30人クラスにおいては、2名ぐらいの方が発達障害ではないかということも言われております。そのお子さんの親御さんは、自分の子どもがどうしてって、そういう悩みとか苦しみを抱いていらっしゃる。この子ども発達支援センターというのは、専門の資格を持った方々が対応してくださっております。

そういうセンターでございますけれども、年々この発達障害のお子さんが増えているということで、この支援センターの役割というのもますます重要になってくるかと思っております。その中で、今のセンターの職員体制については万全な体制であるか、足りていないということはないか、その点がちょっと気になるところでございますので、初めにお聞きしたいと思います。

○小川委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

職員体制でございますが、所長以下、言語聴覚士、社会福祉士1名ずつで職員が3名配置されております。令和元年度につきましては、嘱託員が11名。内訳といたしましては、保育士5名、社会福祉士1名、言語聴覚士1名、事務員1名、巡回訪問指導員2名、それと嘱託医1名ということでございます。職員3名、嘱託員11名の配置をいたしております。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の体制で、この子どもたちへの対応ができていくということでよろしいでしょうか。言語聴覚士さん、社会福祉士さん、臨床心理士さんなど、そういう様々な方々が専門的なところからお子さんたちに当たってくださっているということで、来られている親御さんたちにとっては、このセンターは子育ての一つの道しるべになっているかと思っておりますので、引き続き万全な体制で臨んでいただきたいと思っております。

その中で、この資料を見ると、相談件数は平成29年度から増えている状況であります。それほど悩んでいらっしゃる方が多いと思うんですけれども、療育指導については、令和元年度は少し減っておりますけれども、2歳児、3歳児のお子さんがいらっしゃる人数の実数についてちょっとお伺いしたいのと、また、こ

の療育指導を行っていく中で、その効果——お子さんたちがどんなふうに療育指導を受けながら変わって
いけるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○小川委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度の全体の通所児につきましては、トータル、実数で37名というお子様に通所していただきま
した。基本的には親子で通所していただき、最大7名程度の小グループに分かれまして、1回当たり90分
程度の療育指導を行っている状況でございます。

27ページの資料、2段目の療育指導数でございますが、平成30年度に比べまして、令和元年度につ
きましては若干減っている形となっておりますが、年度末にやはり新型コロナウイルスの影響を受けまして、
通所グループを一時閉鎖したところもございます。ですので、若干減っている形でございます。

療育の内容といたしましては、お子様の生活での不自由をなくすように、専門的なプログラムにのっとり
まして、言葉ですとか身体機能などの発達の遅れに対し保育士等が指導を行いまして、生活しやすくなるよ
うに外部からサポートいたしております。

目的や分野につきましては、お子様の状況によりまして、アプローチの仕方が違ってまいります。やはり
早期療育が効果的であると言われております。早い段階からきちんとした療育として関わることで、お子様
の適応の状況が変わり、それに伴いまして保護者の方の不安も解消される形となっております。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。本当に、一人一人個性があつて、それぞれ違うかと思うんですけれど
も、私もお聞きしましたら、椅子に座れなかったお子さんが食事を座ってできるようになったとか、そうい
うことは、親御さんにとっては本当にうれしいことだと思います。引き続き、しっかりとした体制でこの療
育指導も臨んでいただきたいと思います。

次に、先ほど私も10人に1人と申し上げたんですけれども、子ども発達支援センターとしてはどのよう
に認識していらっしゃるのか。遅れているということがどのくらいか、水戸市にとっても見解がありました
らお聞きしたいと思います。

あと、27ページの巡回訪問指導回数ということで、これについては、16年ほど前からこの巡回指導を
各園で、要望があつたところに行かれているということですが、この訪問担当者の資格とか、また、
どのような指導を行っているのか、端的にお答えいただきたいと思います。

○小川委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

発達障害を持たれているお子様につきましては、平成24年度に文部科学省が実施した調査によりますと、
学習障害ですとか自閉症、あるいは特別な教育的支援を必要とする児童が通常学級に約6.5%ほど存在し
ている可能性があるという報告書を出しております。

また、発達障害のあるお子さんが増えているとは一概に言えない状況でございますが、保育園や幼稚園に
気になる段階のお子様が存在することも事実でございます。どういったお子様かといえますと、やはり発達
において何らか心配があるというお子様がおいでになられます。発達障害に関する認知度も上がりましたこ

とから、保育者の方ですとか保護者の方の認識も高まっておりますので、そういったことで、以前に比べましてより表に出てきているという状況があると考えています。

続きまして、巡回訪問指導につきましての御質問でございますが、平成6年度、河和田町に療育センターがございました頃から巡回訪問指導を行ってございます。こちらは、幼稚園、保育所でやはり何らか心配のあるお子様がおいでになられるということで、センターに対しまして、その保育所、幼稚園に来て、お子さんの様子を観察し、その対応について指導してほしいという御要望をいただいて訪問することになります。

所管する施設といたしまして、療育指導委員会というものを附属機関として持っておりまして、その構成メンバーといたしまして、例えば水戸飯富特別支援学校のコーディネーターの先生ですとか、内原特別支援学校の先生、あるいは水戸市立保育所等で障害児支援に関わられている委員の皆様にごセンターの職員、社会福祉士等が随行する形で、幼稚園、保育所を訪問しているということです。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

この巡回指導も、本当に保育士の方たちが、また幼稚園の先生方が悩んでいらっしゃることに寄り添って、随時対応しているということで、丁寧にまた進めていただきたいと思います。

最後に、このセンターでは、3歳児までの療育指導で、4歳、5歳になるとそのような傾向を持ったお子さんたちが上に上がっていくわけですけれども、ことば・こころの教室への移行や連携等について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小川委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

子ども発達支援センターにおきましては、2歳児、3歳児が中心でございます。4歳児、5歳児になりますと、教育委員会が所管しております通級教室が3か所ございます。浜田幼稚園、常磐幼稚園、緑岡幼稚園、3か所でございます。

子ども発達支援センターから、年齢が到達しましてそちらへ進まれるという段階では、通級教室3園の職員の皆様方と連絡を取り合いながら、引継ぎを行っているところでございます。

ただ、やはり2歳児、3歳児と4歳児、5歳児のところでは所管が違っているところもございますので、よりスムーズな連携を図れるよう検討も行っているところでございます。引き続き、連絡、連携を深めながら、切れ目ない支援につなげていければと考えております。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

その3園もかなり飽和状態で、来年度から五軒幼稚園のところに1教室増やすとお聞きしました。本来は月に4回のところが2回しかできておらず、これについても本当に子どもたちのためにもしっかりとした教室をまたつくっていただきたい、またしっかりと対応していただきたい。そのことを要望したいと思います。

発達障害は、先ほど課長もおっしゃったように、今後とも早期発見、早期対応を心がけてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の保健所準備費について、お伺いしたいと思います。

ページ数は議案書⑥の66ページになりますけれども、保健所につきましては、今年、急遽コロナ禍ということで、平成30年、令和元年と様々な準備をしてこられたと思いますけれども、その準備の中で、きちっと予定どおりに整ったのかどうか、その点がちょっとお聞きしたいところでございますので、また、もう一点は、何か準備している中で課題等があったのか、もしあればお答えしていただきたいと思います。

○小川委員長 小林保健総務課長。

○小林保健総務課長 ただいまの鈴木委員の御質問について、お答えいたします。

保健所準備費の水戸市保健所整備事業につきましては、平成28年12月に策定いたしました水戸市保健所施設整備基本計画に基づきまして整備を進め、令和元年度内に開設のための準備を終え、令和2年4月1日に保健所を開設いたしました。

令和元年度中の整備内容といたしましては、保健所施設本体及び外構などの工事のほか、庁用器具、検査機器類などの備品の購入等を行っております。また、工事等に係る継続費の決算額につきましては、2か年の全体額は16億4,590万158円、令和元年度単年で13億6,799万9,771円となっております。そのほか、初度調弁費として、庁用器具、車両、検査機器類などの購入等に係る決算額は7,307万7,122円、附帯事務費として、各種手数料等に係る決算額は16万7,200円となっております。令和元年度の保健所整備事業の決算額につきましては、これらを合わせまして14億4,124万4,083円となっております。

また、保健所施設整備に係る国、県からの財源につきましては、当初の予定どおり電源立地地域対策事業費補助金を活用しており、決算額につきましては、平成29年度、30年度に基金に積み立て、令和元年度に繰入れを行った額も含めまして12億1,526万9,555円となっております。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

順調に予定どおり進んだということで、課題等については特になかったということによろしいですかね。分かりました。

年割額と支出済額との差が7,000万円ということで、これについての今後の使い道というか、そういうものは何かあるのでしょうか。

○小川委員長 小林保健総務課長。

〔「いいです、課長。ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 いいですか。

○鈴木委員 すみません。7,000万円残ったとあるんですけども、支出済額との差があるということで、私としては9月の代表質問でも、ウイズコロナ時代のこれからの人員ということで質問しました。水戸市としては、10名を各部署から配置して対策チームというのをつくられたということなんですけれども、その10名の方たちのそれぞれの部署でルーチンワークがあるわけですし、本当にこれからウイズコロナということで、終息という言葉は本当はないかなって思います。

そういう中で、人員については、業務委託をやっていくという方向で、やっぱり職員の皆さんにも負担を

かけないような方向でぜひ御検討ください。これは要望ですけれども、保健所の準備費については以上で終わりたいと思います。

次に、空き家対策についてお伺いしたいと思います。

資料の28ページですけれども、令和元年度の決算額は790万円ということで、議案書⑥のところにはリーフレットを作ったとか、または巡回をしたということで、まずお聞きしたいのが、この2番目の市内空き家等の数で、令和元年度は905件。この数はどのような形で905件というのが出てきたのか、お聞きしたいと思います。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度末時点で、市内の空き家等の数は905戸でございます。905戸につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内全域の空き家等の実態を把握することを目的として、平成29年度に実施した空家等実態調査に、市民から寄せられた空き家の相談を加えた件数でございます。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

以前にも国のほうで調査をして、水戸市は2万件あるということで、これは推計値ではありますけれども、半分にしても1万件ということで、ちょっとこの905件については、正しい数字なのか。もちろん委託して調査をしたということなんですけれども、やはり、私も自分が家の周りを1時間ほど歩くと二、三十件は空き家があります。ですから、今後、この空き家の実態数というのをきちっと把握していくということが大事かと思えます。水戸市空家等対策計画を何回も読ませていただいたんですけれども、実態をもう少ししっかりと、地域の方も交えて、地域の自治会の方も入っていただいて実態調査をしていくというふうに書かれてありましたので、その点についても、ぜひ早めに行動を起こしていただけたらと思います。

あともう一点、特定空家ということで、これは危険な空き家ですけれども、それについては水戸市内に何件あるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

特定空家につきましては、現在ゼロ件でございます。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 現在、危険な空き家がゼロということですが、これはどなたがその空き家を見て、危険な空き家ではないというのを決めていらっしゃるのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

まず、相談がありましたら、私たちとしましては現地の調査を行います。指導が必要かどうかをまずそこで判断いたします。指導が必要と判断したものにつきましては、まずこちらのほうで行政指導を行います。

現地も調査いたします。その段階で、まずは早めに所有者のほうに連絡をいたしまして、適正な管理ということで指導を行っているところでございます。

ただ、現場を見まして、明らかにこれはひどいという場合には二次調査ということで、一級建築士の方々と一緒に現場を見るような形になります。見た結果、危ないとなりましたら、判定委員会を開きまして判定をしていくということになります。

ただ、今現在、私どものほうで確認している限りでは、特定空家に指定するほどの空き家はないものと判断しております。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、分かりました。

この冊子の中に、特定空家等ということで4つの区分に分かれていまして、1つでも該当すると認められるものは特定空家であるというふうに書かれてあります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と、この4点があるんですけれども、私も車で走っておりますと、この3点目の適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態という、そういう空き家が幾つか見受けられるんですね。

地域の方からも、通学路で子どもたちがそこを通るのはすごく怖い、誰が潜んでいるか分からないし、どういふ動物がいるか分からないという、本当に見るからにそういった空き家というのもあるのは事実です。今ゼロというふうにおっしゃったんですけれども、やはり正直なところ、家を出て自分の隣にもう本当に危ない、危ないというか、見るからに草もぼうぼう、木も生えて、車も放置されているような空き家が自分の家の隣にある方は、毎日それを見ないといけないという、そういう市民からの声もあります。この条例をつくられて、だけれども罰則がないということで、やはりこの点についても今後、市民の皆様が本当に嫌な思い——子どもさんを持ったお母さんたち、お父さんたちが本当に心配されているということなど、本当に様々な声を聴きます。これは今後のことですが、そういった空き家等については、市のほうでも所有者の方に一生懸命お手紙を出して、巡回をして、注意をして、水戸市内に住んでいる方のところには訪問されているということもよくお聞きしております。本当に一生懸命やったださっている中でですけども、やはりこういった空き家を少しでも減らすための、例えば解体に思い切った方へ市として補助を出すとか、本当に景観上どう見てもというようなところとか、また、そういう相談をされているということも聞いておりますけれども、やはりその点も含めて今後、対応をしていただきたいなと思います。

最後に、適応指導教室「うめの香ひろば」について、お聞きしたいと思います。

資料の29ページでございます。

初めに、うめの香ひろばの児童、生徒数については1番に書かれておりますけれども、ちょっとこの状況について御説明をお願いしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度のうめの香ひろばの児童、生徒の利用状況でございますが、小学生3名、中学生13名、合計16名の利用がございました。

近年の状況ですが、平成29年度は11名、平成30年度は15名の利用があり、通級生は増加傾向にございます。例年、中学3年生の通級生が多い傾向にございます。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 不登校のお子さんが通われる適応指導教室ですけれども、うめの香ひろばは総合教育研究所の中に設置をされていると思うんですけれども、この16名のお子さんたちは、こういった手段でうめの香ひろばに来られていたのか、お聞きしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

うめの香ひろばへの通学方法でございますが、保護者の送迎か公共交通機関の利用がほとんどであります。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

不登校のお子さんということで、保護者の送迎、また公共交通機関を使われるということで、行きたいなと思ってもそれがかなわない、その点は一人一人よくお話を聞いていただきながら、やはり送迎についても少し御検討をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、うめの香ひろばについては、もちろん資格を持った専門の方とか教員の経験者の方が就かれていると思うんですけれども、こういった方がうめの香ひろばの指導に当たっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

うめの香ひろばを含めました教育相談室には11名の相談員がおり、うち3名がうめの香ひろばでの支援に当たっております。

相談員につきましては、学校長経験者や特別支援学校などの教員経験者が4名、公認心理士が4名、社会福祉士1名、大学等で心理学を学んだ者が2名となっており、いずれの方も相談業務やうめの香ひろばを担当するための資質を兼ね備えております。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

当初、後で聞こうと思っていたんですけれども、先にちょっとお聞きしたいのは、うめの香ひろばの開設の日時、これについてもちょっとお答えいただきたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

うめの香ひろばにつきましては、火曜日から金曜日まで開設しております、水戸市在住の小学校5年生から中学3年生までの児童を対象としております。学校と同様に、夏休み、冬休み等がございます。

以上でございます。

○小川委員長 質疑時間が残り30分となりました。よろしくお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

この資料にもあるように、適応指導教室の中で、一日の様子とか、曜日も週4日間、本当にいろんな活動をされているということで、時間にきちっと来られる方々、お昼から来る方、様々だと思うんですけども、お一人お一人に勉強も教えながら、また適応していけるように、学校復帰していけるように、皆さんも苦勞してくださっていると思います。

本当にそういう中で、中学3年生が一番多かったわけですけども、昨年度のこの16名についてはどのような成果を上げられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度のうめの香ひろば通級生は16名でしたが、ほぼ毎日学校に通えるようになった者は4名、通級前よりも改善し、不定期ではありますが学校に行けるようになった者は12名おり、学校に復帰できなかった者はおりませんでした。

また、中学3年生は8名が通級しておりましたが、全員が高等学校へ進学をいたしました。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

皆さんがそれぞれ学校に通えるようになった。また、中学3年生は高校に行けるようになったということですが、やはりまだまだ学校で全欠の児童、生徒もおります。先ほどの送迎も含めて、そういったお子さんに一人でも多くうめの香ひろばに通っていただいて、また学校に復帰できるよう、ぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど全欠の児童、生徒ということとちょっと関連いたしまして、今、国の規定としては、当初は2か月学校を欠席した場合は不登校と認めるとなっていましたけれども、今は30日以上学校を休むと不登校とみなすということになりました。それほど30日以上休むということはもう大変なことですよ。

また、その中で、全欠の人もいらっしゃるかと思うんですけども、できれば小学校、中学校の今の不登校児、また全欠の生徒の数も教えていただけたらと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度の水戸市の小学校における30日以上の不登校欠席者は156名で、不登校率は1.19%でございました。また、中学校における30日以上の不登校欠席者は303名で、不登校率は4.64%でございました。そのうち、ほぼ全欠の小学生は4名、中学生は14名おりました。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そのお子さんたちについては、担任の先生とか、あとスクールカウンセラーの方を全校に配置して対応されているかと思うんですけども、今は担任の先生も勉強を教えるだけでも大変な状況であるかと思えます。

やっぱり、お聞きしましたら、担任の先生が毎日来てくれるというお声も聞けば、全然来てくれないという、そういう声も現実を受けております。

そういう中で、これだけの数のお子さんたちを見るというのは本当に大変なことかもしれないんですけども、やはりスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの方等を含めて、特に全欠の生徒については家庭の事情とか人間関係とか様々あるかと思うんですけども、そこは丁寧にやっていただけたらなと思えます。

最後に、心理士とかのほかにも大学院生が2名当たっているということで、この方たちは児童心理学を学んだ方だと思うんですけども、こういった活動をしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

総合教育研究所では、家庭にひきこもりがちな児童、生徒の学校復帰を支援するため、御家庭に訪問して相談を行う家庭訪問相談事業を行っております。この事業は、家庭訪問員が家庭を訪問し、児童、生徒の話を聞いたり一緒に遊んだりして心の安定を図り、徐々に学校への復帰を目指すものです。

令和元年度は、心理学を学んでいる大学院生2名が中学生3名に対し、延べ71回の家庭訪問、相談を行いました。

以上でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 3名の方に対して、71回家庭訪問をされたということで、中学生の方というのは、やっぱり自分に年齢が近い方に対してはすごく心を開くんですね。やっぱりこの大学院生の方というのは、本当に一生懸命になって、本当に志を持ってされている方だと思います。成果も上がっているかと思えます。

今後、本当にこういうピアカウンセリング的な、そういう大学院生じゃなくても、大学で児童心理学を学んでいる——過去にはメンタルフレンド制度というのが県にあったんですけども、そのときもやはり、その大学生自身が不登校で、児童心理学を学んで、自分の経験を生かしてそういったお子さんを頑張らせてあげたいということで、手を挙げてメンタルフレンド制度に入られた方もいるんですね。

そういうことも視野に入れながら、こういった大学生の方にも一人でも多くこの支援に加わっていただいで、それも御検討をいただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○小川委員長 それでは、鈴木委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 関連で質問させていただきますが、今の鈴木委員の子どもの視点、立場に立った様々な教育、また民生、子どもたちの発達支援のお話で、大変参考になったところでございます。

私がちょっと質問をしたいのは、空き家対策の件なんですな。

空き家対策のほうでもう一回、令和元年度790万1,000円ですか、これが予算計上されて執行したわけですけども、先ほどはリーフレットと、その他という話だったんで、この予算の内訳というのはどういうふうに使っているのか、それをまずお聞かせください。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、主なものとしましては、令和元年度につきましては嘱託員の報酬、また、空き家の無料相談会を昨年度1回開催いたしました。その報償です。あと、リーフレット作成ということで、昨年度、11月15日号の広報みに合わせて市内全戸配布したところでございますが、そちらの決算額が24万8,320円。

また、昨年度、空き家の管理システムの導入をいたしまして、そちらが63万2,500円。

また、昨年度は車の購入がありましたので、そちらの購入費用となっております。

以上でございます。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 直接調査に関するというよりも、調査をサポートする、そういう予算というふうに理解いたしました。

平成29年度が2,627万4,000円なんですよね。それで、決算が1,300万円かな。だんだん減ってきているんですけども、この要因は何なんでしょうね。これ、令和元年度の790万円を見ると、大分減ってきているなど、予算の数値から見てもちょっと減り方が多いなということで、その要因についてちょっとお聞かせください。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの質問にお答えいたします。

平成29年度の予算につきましては、先ほど説明いたしました市内の空き家の実態調査に要する費用として予算上2,300万円を、平成30年度予算につきましては、空家等対策計画策定業務に要する費用として800万円をそれぞれ単年度で計上したものでございます。

令和元年度につきましては、先ほど説明いたしましたような予算となっております。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 平成29年、30年度で調査をしたということで、その調査費用として2,300万円、800万円というような経費負担となる。その結果が、令和元年で905件、平成29年度で735件、平成30年度で827件ということですよ。

それで、私がちょっと聞きたいのは、先ほど鈴木委員のほうから特定空家のお話があって、ゼロ件という話がありました。その基準に合致しないということで、ゼロ件になってますよというような話は理解したところなんですけども、要は、果たしてこの905件という数字——先ほども実数はこういう数字じゃないんじゃないのという御質問、指摘もありました。私も同じような考えでありまして、これが例えば生活安全課という一つのセクションで、その基準に基づいてやっているとゼロ件かもしれないんですけども、もし仮にこれが都市計画部とか、条件の中には景観とかそういうものが入っていましたよね。また、公序良俗と

は言いませんけれども、周辺に非常に迷惑をかけているという部分もたくさんあると思うんですよ。

その辺のところはやはり、例えば都市計画部とか、また教育部ですね。例えば何かばらばらと壁から落ちてくるとか、そういう情報とか、そういうものをきちっと役所の中で連携して対応していかないと、このゼロ件という数字が果たして正しいのかどうかと。

これは今後のことなんですけども、私はそういう都市景観を著しく損ねているとか、そういうものについてもしっかりと調査をして、市民協働部でまとめるとかしてもらわないと、私はちょっと基準に合っている部分が結構あるような気がするものですから、その辺のところをちょっと今後、横の連携——国のほうでは縦割り行政云々とかやっていますけど——そういう横の連携をこれからもうちょっと強めて、厚めにしていくべきなのかなと感じているんですけども、御意見いただけますか。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、特定空家につきましては、先ほど指定はございませんということでお答えいたしまして、我々としてもそうならないようにするため、市では早い段階から所有者に対して修繕等の呼びかけを行っているところでございます。

先ほどお話がありましたとおり、我々だけではなく、都市計画部とかそういったところと横の連携をして、今後調査を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 この905件というのは、所有者が分かっている、例えば固定資産税等が入ってきているというふうなところですよ、全てが。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 905件につきましては、所有者の分かっている空き家もあれば、所有者の不明な空き家もございます。

〔「税金はかかっているでしょう」と呼ぶ者あり〕

○村沢生活安全課長 税金はかかっております。

〔発言する者あり〕

○村沢生活安全課長 所有者の指定といいますのは、そこに住民票は置いてあるんですけども、実際には住んでいなかったりとか、そういった不明者はおります。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 いずれにしても、これ、年数がたてばたつほど、転売、転売で、例えば大阪のほうの安いアパートに住んでいる若い人が持っているよとか、どんどん違う形に流れていく可能性があるんですよ。

それで、私がちょっとこの機会にお話したかったのは、今、水戸駅の北口に茶色いチョコレート色のビルがあるんですね。何か所有者が、フランスだかニューヨークだかの人が持っているということで、非常に壁からぼろぼろ落ちたりして、通学路にも入っているところで危険極まりない。また、いわゆる景観形成上も水戸市の顔である場所なんです。果たしてこれが、そういう特定空家に指定されるべきものだというふうに私は感じていたものですが、ゼロということですね。

これ担当しているのは、都市計画課かと思います。私は何にしる水戸の顔をしっかりと守っていただきたい。もう何十年も空き家になっているわけですよね。例えば持ち主がニューヨークにいようがフランスにいようがしっかりと連絡を取っていただいて——やはり水戸市民の一人の立場としたら、駅を出て目の前に汚いビルがあったのでは——汚いというか、もう危険なんですよね。そういうものに対して、しっかりと横の連携をしてほしい。

まあ、それも、松本委員が今、路線価で下落したのは水戸の駅前だけだなんて、それが原因じゃないかと言っているぐらいなんで、やはりそういう意味では、この空き家という目の前のことだけじゃなくて、空き家が及ぼすエリアへの影響などを踏まえてしっかりと横の連携をして、今後も取り組んでいただきたいということ要望しておきます。

○小川委員長 よろしいですか。

須田委員。

○須田委員 同じく、空家等対策の推進に関する特別措置法の関係なんですけども、やはり同じような疑問があります。

これ、それぞれに今、鈴木委員がゼロはおかしいんじゃないのかなという感想を持った。それから、渡辺委員もゼロはおかしいんじゃないのかなという感想を持った。私のほうでもそういう感想を持っています。あそこにあったんじゃないのかなと、後で説明しにいきますけども。

地方自治法において、皆さんが予算を執行するに当たって必ず議決が必要であります。その予算は、選挙で選ばれた市長が責任を持ってつくって、それが暴走しないように、それから適正に図られるように、私たち議員が市民から選ばれてここに来ているわけでありまして。だから、その2つの執行機関と議決機関が合致しないと予算が下りないというのが正式な話なんです。

事務方におかれましては、すごくよく仕事をしてくださっていると思います。しかしながら、時折、市民感覚とちょっとずれた部分が出てくるのかなと思われる部分があるから、私たち議会があるのかなと思っています。そういう意味では、このゼロというものが、私たちの中でこれだけおかしくないのという声が出るということは、その基準についてちょっと不安があるなというふうに私は考えています。

これっていうのは、例えば水戸であれ、仮に宇都宮であれ、全く同じ基準で、名目上は同じ基準だろうけども、大きな差異って地方自治体ごとにはないんでしょうか。差異がないようなシステムになっていますか。その特定空家と認定する手続において、そういうシステムになっているかどうか。

運動でいえば、100メートル走ならタイマーで測れますよ。9秒97とか。ところが、例えばフィギュアスケートだとかスキーだとかになると、今度芸術点なんていうものが入ってくる。それと同様に、同じ文章でそれぞれに違う基準になっている可能性はありますか、それともないですかという質問を1点。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

基準につきましては、どこの市町村も国のガイドラインに基づいて作成しておりますので、大きな差異はないと考えています。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 私たち、この法律ができたときに、地域にそういう建物がいろいろあって、やっと解決できるんだねと思った。国民の声が反映されて法律ができたんだと思います。その割に、国民の声として、そういう建物が多いからつくった法律なのに、実際に今のところはゼロになっている。

2つ考えられると思うんですよ。皆さんが考えられているこの基準は、私たちの基準とは違うのかなということ。ガイドラインがあるといっても、文章上は国から来ているものなので一緒だけでも、その判断が少し違う。例えばこちらでは100駄目だなど、こっちでは95になっているなんていうことがあるのかなという疑問が一つ。もしくは、空家等対策の推進に関する特別措置法ができたことで、私たちが気づかないだけで実はそういう、本当に危険な、倒壊しそうな建物等が実は整理されているということも可能性として考えられるんですが、やっぱり先ほどの村沢課長の答弁に当然ありましたけれども。そうすると、誰が見ても100%同じ結果が出るんですね。ここが特定空家であるかどうかの判断というのは、各市町村によって基準は変わらないんですね。文章上の基準は変わらないけど、誰がどう見ても曖昧で、どっちにしようということはないよね。ないということでもいいですかね。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

こちらのほうで、ガイドラインに基づきまして基準表を作成しておりますけれども、当然、職員がまずは目で見て、目視で判断していくというところで、人によっては多少見方というのは違ってくるかもしれないので、必ずしも100人が見たら100人同じとは言い切れないと考えています。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 恐らく、それに関して、私たち議員は当然、市民から選挙で選ばれた市民の代弁者であります。その市民の代弁者3人が、恐らく皆さん方も、例えば先ほどから副委員長のうなずきも見えるけども、私たちはその基準じゃないよねと思っている。市民が感じているのはその基準じゃない。当然、建物があつて権利者がいるんだから、それをなるべく早く取り壊してやろうとか、そういうのはかわいそうでしょう。だけど、市民みんなが思っていることであります。そういう意味では、できるだけ基準を厳しくすべきで、それが実は民意じゃないでしょうかという疑問です。それが民意だと思っています。とすれば、その民意に合致するような、曖昧な部分が少しでもあるならば基準は厳しくすべき、安全を守るべきというのが、本当に皆さんが思っていることだと思いますので、そこら辺はよく加味して、今回の認定に関しては私も当然賛成するし、一生懸命やっているのもよく分かっていますから、それから、あれだけのものを調べるのは大変なものもよく分かっています。

そういう意味では、認定は賛成しますが、やはりそういう部分が民意としてあることだけはきちんと認識していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小川委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 鈴木委員の質疑に関連しまして、うめの香ひろばについて、ちょっと2点だけお聞きしたいんですが、先ほどの御答弁で、不登校の子どもさんたちが小中学校で460人ぐらいいる中で、この教室に通っていらっしゃる15人ぐらいというか、かなり少なく、狭き門に見えちゃったんですけど、うめの香ひ

ろばに不登校の子が通級するには、どういう流れで入るのか、もうちょっと教えてください。

それともう一つは、時間割が入っているんですけども、昼食というのはお弁当なのか。その2点だけ、お願いします。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

初めに、うめの香ひろばに通級する手段というか、最初の流れでございますが、保護者及び児童、生徒が総合教育研究所にごきます教育相談室に相談しまして、その後、うめの香ひろばでの体験をしまして、正式に通級するという流れになってございます。

2点目の昼食につきましては、お弁当持参でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、保護者さんから相談があつて通級されるという流れになる。そうすると、相談に来る人が少ないということでしょうか。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの土田委員さんの御質問でございますが、先ほど鈴木委員の答弁の際に不登校の児童についての数を申し上げましたが、不登校につきましては30日以上欠席でございますので、週1回休んでも不登校となってしまいます。全欠の児童については、先ほど答弁いたしましたが少ない状況でございます。

以上です。

○小川委員長 よろしいですか。

なければ、以上で、鈴木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、田中委員から発言を願います。

○田中委員 よろしく申し上げます。

まず最初に、財政調整基金、4大プロジェクトについて通告いたしました。

4大プロジェクトについては、財政安全ビジョンにおきまして、財政調整基金を約70億円投入するとされております。新庁舎と東町体育館が平成30年度に完成し、令和元年度決算では、新ごみ処理施設を中心に、4大プロジェクトに約150億円、別立ての新市民会館に関わる泉町再開発関連に約30億円、そのうち市債が11億円ということになってはいますが、市債残高はトータルで22億円増えまして、2,280億円というふうになっております。

請求資料35ページによりますと、平成30年度末に58億円あった基金が昨年度末には27億円まで減少しておりまして、取崩し46億円というのは非常に大きい金額で、過去最大ではないかと思うんですが、どうであったのか、主に何に使ったのかお答えをいただきたいと思ひます。

○小川委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度決算における財政調整基金の取崩し額は、御質問にありましており46億5,833万

2,000円でございます。

財政調整基金は、特定の事業に対して活用するものではなく、年度間における一般財源の必要額を調整するためのものがございます。また、御質問がありましたとおり、この取崩し額は過去最大額となっております。

令和元年度は、4大プロジェクトのうち新庁舎及び新ごみ処理施設の整備がおおむね完了するとともに、国民体育大会の開催、そして本年4月中核市移行に向けた準備など、臨時的な多額の財政需要が集中した年でございます。また、台風第19号の被災による災害救助、災害復旧等にも対応しております。

これら臨時的な需要を一般財源ベースで説明いたしますと、4大プロジェクトは新ごみ処理施設を中心に109億円、国民体育大会が5億円、中核市移行や保健所整備など、人件費も含めまして5億4,000万円、また、台風第19号関連では3億円という、それぞれ多額の一般財源の需要がございました。また、市長選挙や健康増進施設の整備、植物公園の再整備などもございまして、これらの需要に対応するために、臨時的に財政調整基金を取り崩して対応したところでございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 令和元年度予算を決める平成30年9月発表の予算編成方針でも、新市民会館など4大プロジェクトは着実に推進するという一方で、各部課に対しては枠配分内で予算要求をしなさいとか、予算節減奨励特別枠というのを設けて、経費を削減したり料金改定した分はその課に配分しますよというような方針が出ております。

これらから見ても、今、財調の最大がやっぱり4大プロジェクトということですので、大型事業優先になっているのではないかと思います。それはやはり決算にも表れていると私は思うんですが、その点、もう一度見解を伺いたいと思います。

○小川委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 まず、財政調整基金は年度間の一般財源の不均衡を調整するものがございます。また、御指摘がありました予算編成方針で経費の節減というものがございしますが、やはり最少の経費で最大の効果を上げるという予算の最大の目的のために、各課においては、目的を達成するのであれば経費の節減を極力お願いしております。

しかしながら、御指摘がありました大型プロジェクトについては、経費の節減等の努力内では市民サービスの低下を招くようなことになってしまいますので、やはり財政調整基金の取崩しで調整していくという方針でございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 4大プロジェクトも3つはほぼ終息になっているわけですが、今後、さらに新市民会館に巨額の出費というのはやめていただきたいということを意見として申し上げておきます。

2番の市税の収納についてですが、請求資料31、32、33ページを出していただきました。

昨年度、10月に消費税が8%から10%に増税があり、上下水道料金、農業集落排水処理施設使用料の料金等の値上げもあり、また、国保税の限度額も引き上げされました。市民負担がいろいろと増えた年であります。

当然、市民生活は厳しさを増している中で、生活実態に見合った納税相談、減免、延滞金や換価の猶予を適切に行うべきだと考えておりますが、この資料によりますと、令和元年度差押件数は相変わらず1,000件近いものがあり、多くなっております。あわせて、厳しい取立ての債権機構、33ページですけども、委託を73件しております。こういったものは中止して、実態に合った納税相談をすべきだと思うんですが、取組の状況をお答えください。

○小川委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの田中委員の御質問について、お答えいたします。

市税の収納について、まず、市税における差押えの状況でございますが、提出資料の31ページを御覧いただきまして、この上の表ですね。こちらが差押えの件数でございますが、預金や給与、不動産を含めまして、平成30年度の差押件数が合計で1,298件ございましたが、令和元年度は968件となっております。平成27年度からの5年間の推移におきましても、毎年度1,000件前後の差押えを行っております。

差押えの件数につきましては、年度により件数、滞納事案の状況も異なるため、財産調査の結果、法律で差押えが認められている財産の件数についてもその年により増減があることから、差押えの件数も増減するものでございます。

また、茨城租税債権管理機構への滞納事案の移管状況ということでございますが、茨城租税債権管理機構におきまして、各市町村の人口階層に応じて処理件数が設定されており、水戸市の場合には70件が定期の処理件数枠でございます。

令和元年度につきましては、機構において、職員の体制などの理由から、各市町村の定期の処理件数枠から1割を減としたところで、水戸市におきましても70件から63件の処理件数枠となっておりますが、昨年度、水戸市から機構へ職員を派遣しているため、その分の処理件数の加算として10件ございまして、合計で73件を移管しております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 県内では、この租税債権管理機構の取立てによって自殺まで追い込まれたという例もあることでありますので、改めて中止を求めたいと思います。

特に、平成31年度の、令和元年度の収入未済額で見ますと、決算審査関係資料の8、9ページですが、市税、固定資産税、軽自動車税で12.4億円です。これ、納税義務者を足し上げますと33万人を超えます。一方、国保税は3万7,000世帯ですけども、20億円の収入未済があります。

つまり、納税義務者数から見て、国保がいかに収入未済が多いかということで、資力のない自営業者とかが多く加入する国保税が高過ぎる表れだと私は思うんですが、いただいた資料の32ページを見ましても、国保税の延滞金だけで約1億円収納しているんですね。それで、減免はその下段の僅か2件、2万500円。あまりに落差が大き過ぎるんじゃないかと思います。本税の引下げとか延滞金の減免等に取り組むべきではないのかと考えます。

あわせて、昨年台風第19号関連の減免もあったと思うんですが、その状況も併せてお答えいただければと思います。

○小川委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問について、お答えいたします。

延滞金につきましては、納期内に納付した納税者の利益を尊重し、かつ、納期内の自主納税を促進して、納税秩序の確立を図る趣旨から、原則として本税と併せて納めていただくものとなっておりますので、こちらにつきましては、納税者間の公平性を図るための制度となっております。

令和元年度の市税の延滞金減免につきましては、9件で45万7,200円となっております、また、国保税の延滞金の減免につきましても、2件で2万500円ということになっております。こちらにつきましては、納税相談において、災害や病気、失職などによりやむを得ない事情があると認められる場合に、納付資力の状況を適切に判断して行っております。

また、昨年の台風第19号による市税の減免の状況でございますが、こちらにつきましては市民税と固定資産税を対象に行ったもので、そのうち市民税については181件、648万1,200円を減免しており、固定資産税については565件、245万3,800円を減免しております。

こちらにつきましては、令和元年台風第19号による被災者の方の軽減を図ることを目的といたしまして、国の基準に基づき、令和元年度分の市税のうち市民税と固定資産税について減免を行うため、災害による特例条例を制定し、実施したものでございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 全体の規模からして、減免が非常に少ないということを申し上げましたが、今年はコロナ禍の中で生活困窮者が増えておりますので、より実態に合った相談を求めておきたいと思っております。

3番目の職員体制について、請求資料37ページで聞きたいと思っております。

正職員、嘱託員、臨時職員の体制の推移をいただきましたが、令和元年度、合わせて3,318人という職員数ですが、中核市移行もありまして、ここ数年、正職員数は増えてはいますが、割合ですね。正職員63%、嘱託・臨時が37%ということで、相変わらず非正規の割合が高い推移だと思っております。

嘱託員の半分近い方は、月額10万円から16万円程度の報酬ですし、臨時職員の約7割は時給860円ということになります。会計年度任用職員に変わって、条件は一定改善されますけれども、やはり正職員の割合を増やす方向にかじを切るべきではないかというふうに考えますがどうか、見解をお伺いいたします。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

職員の配置につきましては、正規職員を中心とした行政運営の考え方を維持しつつ、市民サービスを低下させないで効果的な行政運営を行うという観点から、業務量や事業内容に応じて、正規職員だけでなく非常勤職員を含めまして、全体として適切な職員定数の配置となるよう工夫してまいりたいというふうに考えております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 昨日の質疑でも、職員の皆さんの残業時間が、災害対応などもあって1人当たり年間31.1時間増えたという御説明がありました。恒常的に長時間勤務、ずっと前から残業が当たり前みたいな課もあります。

短時間勤務の非正規職員ではやはりカバーができない、中核市に伴う今の権限移譲とか新型コロナウイルス

ス感染症の連日の対応、保健所対応の逼迫状況を見ますと、やはり正職員の増員を図っていくべきではないかと思えます。再度お答え願います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 業務量や事業内容によりまして、その辺の現状を踏まえまして、正規職員と非常勤の配分等を考えながら、適切な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 業務量というのはもう出たと思うんですよ、結果がね。災害対応とかウイズコロナと言われていて、いつまでこれが続くか分からない。特別対策チームはつくったようですけども、しかし、それはほかの部署から集めたということで、その部署には当然違う人が行っているわけですから、適切に増やすべきだと意見として申し上げます。

4番目、公共交通についてです。3つ通告しましたが、真ん中の実証実験についてお聞きしたいと思います。

請求資料の46ページからですね。国田、大場、妻里で1,000円タクシーを実施しているということですが、高齢者などにとって非常に頼りになるシステムだと思うんですけども、運行時間とか1,000円の料金設定とか、さまざま改善要望も聞いておりますが、収支や利用者数、課題について伺いたいと思えます。

○小川委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

提出資料の46ページから、1,000円タクシーの実証実験についての概要を書いております。

令和元年度の運行地区につきましては、国田地区、大場地区、妻里地区の3地区にて運行しております。

実証実験の内容につきましては、地区ごとに記載されておまして、国田地区につきましては2番の(1)のアからオの利用料金ごとに運行を行っているところでございます。そのうち、カの利用状況についてでございますが、利用者の総数は、右側の合計欄にありますとおり1,003でございました。

なお、その前年度、平成30年度における利用状況につきましては、11か月間ではございましたけれども、656人という数字でございまして、前年度に比べても利用者が増加しているということが、数字で示されておるところでございます。

続きまして、47ページでございます。

収支の状況につきましては、キの欄に記載しております。国田号につきましては、借上げ料に占める利用者負担の割合を収支比率として計算しておまして、年間で合計13.5%という数値でございました。

1,000円タクシーにつきましては、運行開始から5年後を目安にしまして、この収支比率を30%まで引き上げるといって運行してございますけれども、国田地区におきましては、令和元年度で3年目の運行ということございまして、引き続き調達できるように利用促進を進めてまいりたいと思えます。

続きまして、(2)の大場地区における運行の内容につきましては、アからオに記載のとおりでございます。

カの利用状況につきましては、年間合計で611人の利用がございました。

次の48ページを御覧ください。

大場号の収支の状況につきましては、キの欄に記載のとおりでございます、年間の収支比率が9.4%でございました。

また、(3)妻里地区におきましては、令和元年度から新たに調査運行という形で運行を開始したものでございます。実施期間につきましては、10月1日から3月31日まで、6か月間の運行をしておるところでございます。

続きまして、49ページを御覧ください。

妻里号の利用状況でございますが、カの①に記載のとおり、6か月間で183名の利用がございました。

また、キの収支の状況でございますけれども、6か月間の収支比率が2.7%というふうに低迷している状況でございますので、引き続き利用促進に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 詳しい資料をありがとうございました。

利用者属性というのがそれぞれ出ていますけども、いずれも70代、80代が一番多いという結果です。リピーターも多いんだろうと思うんですが、引き続きこの収支比率を上げて、継続して、地区も今後拡大していくということでいいますと、それぞれの指定目的地、交通結節点、要望、ニーズを把握して、利用拡大に努めていただきたいということで、これは要望しておきます。

次ですけれども、先ほどお三方からお話があった空き家対策ですが、かぶっているので1点だけ聞きたいと思うんですが、議案書⑥の35ページに管理システム導入、連携協力に関する協定締結というのが出ています。

いわゆる管理システムというのは市内部のものなのか。笠間市などでは、いわゆる空き家バンクというようなシステムで、一般市民も見られるということだと理解していますけども、本市はそういうものではないのか、協定の関係も含めて御説明を願いたいと思います。

○小川委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、空き家の管理システムについてでございますが、職員が活用するためのシステムであり、空き家ごとにデータを集約し、過去の相談対応履歴や現地の写真などが一元化され、効率的に指導が行えるようにしたものであります。

また、画面上で市が把握する空き家の位置が地図に表示され、市内全域における空き家の分布が一目で分かるシステムとなっております。そのため、現地調査に出かける際には、過去に相談があった近隣の空き家を併せて調査を行うことも容易になるなど、効率的な事務作業のために活用しているものであります。

続きまして、空き家の連携協力に関する協定でございますけれども、空き家対策を強化するために、昨年度、関係6団体と協定を締結いたしました。6団体につきましては、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城土地家屋調査士会、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部、一般社団法人茨城県建築士会となっております。

協定の内容としましては、空き家等対策における相互連携体制の構築、また、空き家等の所有者等からの

相談に関する協力となっております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

適切な管理と、可能ならば不動産としての活用、両方の意味合いがあるんだろうと思いますが、先ほどいろいろ各委員から議論があったように、こういう数では済まないんじゃないかと私も思っておりますので、システムの活用も広げながら、引き続き実態把握に努めていただきたいというふうに思います。

防災ラジオの貸与事業については、昨日、貸与率54%という答弁がありまして、普及拡大に努めていただきたいということを申し上げ、質問を割愛させていただきます。

保育所待機児童の問題では、私どもも若干、小規模保育の拡大だけで大丈夫かという質問をしましたが、改めてその点、認可保育園、公立も大分古いのもありますので、その改築に合わせた定員増等も検討すべきじゃないかと申し上げた部分についても、再度見解をお聞きしたいと思います。

○小川委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局参事兼幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

小規模保育事業が増えまして、3歳からの受皿がなかなか厳しくなったということで、昨日申し上げたとおり、小規模保育事業については連携保育所と連携していただいて、3歳の受皿を確保しております。そのほかに、民間保育所の定員減に伴って定員増を行っております。

さらに、公立の幼稚園の認定こども園化を促進いたしまして、3歳からの受入れができるように努めてまいりますと考えております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 私の聞いた例では、小規模保育に3歳未満の下の子を預け、3歳以上の子は別の保育園にと、つまり、兄弟で別々のところに行かなきゃいけないという悩みを相談されたことがあります。ですので、やはりそういったことが起きないようにするには、認可保育園で極力充足していくという考え方が必要なんじゃないかということをおし上げておきたいと思います。

次に、安心住宅リフォーム支援事業とまちなか住替え支援事業についてですけれども、請求資料95ページにいただいております。

いずれも増加傾向にあるんですが、実施状況を伺いたしたいと思います。特に、リフォーム支援事業については、執行率が99.49%ということですからかなり予算ぎりぎりなんですけれども、補助を受けられないような人が出なかったのかという実情も含めてお答えいただきたいと思います。

○小川委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、安心住宅リフォーム支援事業につきましては、将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりと市内事業者の育成、また、経営支援の側面を目的として事業を行っているもので、令和元年度、先ほどお話がありましたとおり、執行率は99.49%、申請件数は212件、交付金額は2,019万円となっております。

また、この事業につきましては、国からの財源を活用して行うという制度上、年内に事業費を確定する必

要がございます。そのため、毎年11月30日までを申請期間として設けておりまして、申請状況につきましては、市のホームページのほうで紹介をしているところです。

平成29年度から開始しておりまして、制度も定着したところがございます、実績も向上しています。また、事業をするに当たりましては、特に今のところ大きなトラブルも起きておりませんので、現制度のまま継続して事業を進めたいと考えております。

以上です。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 2年前と比べて非常に大きく、倍以上増えているということで、制度も定着してきたのかなというふうに思います。

快適に住み続けるという点とか、地元業者の仕事増やしにもつながるものでもありますし、住替えについても、若い世代の中心市街地への定着にもつながるものですので、よりPRし、十分な予算確保を求めておきたいと思います。

それでは、次に、9番目ですね。耐震化促進事業ですけども、請求資料96ページにいただいているんですが、耐震補強に最大50万円補助をする制度だと思うんですが、木造住宅耐震診断士の派遣は2名ということで、いずれも実績がなかったり少なかったりということなんですけど、その理由をお伺いしたいのと、もし補助額が少ないということが要因だとすれば、それを増やすという考えはないのか、併せて見解をお伺いしたいと思います。

○小川委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

木造住宅耐震化促進といたしまして、現在、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されております木造住宅を対象に、木造住宅耐震診断士の派遣、それから、耐震改修に係る設計及び工事に対する補助事業を実施してございます。

それぞれの過去5年の実績は、請求資料96ページにお示ししたとおりでございます。

まず、木造住宅耐震診断士の派遣につきましては、自己負担5,000円で耐震診断を受けることができる制度でございます、平成19年度に制度を開始いたしまして、今まで269件の耐震診断が実施されたところでございますが、近年の実績は減少傾向にございます。

また、耐震改修補助事業につきましては、耐震改修に要する費用の23%、かつ最大50万円の補助金を交付する制度としてございますが、平成22年度に制度を開始して以来、その実績は9件となっております。

委員御指摘の、診断士派遣及びその後の耐震改修の実績が低調である理由でございますが、建築物の所有者の方に耐震化の必要性を感じないといった意識がまだあるということ、また、耐震改修を行うには多額の費用を要することから、金銭的な負担が大きいということなどが考えられるところでございます。

これにつきましては、まず、耐震化の必要性について意識を啓発していくことが非常に重要だと考えておりますので、広報紙、ホームページの活用ですとか、診断を実施した方に耐震改修制度を個別に通知したりいたしまして情報を発信しているところでございます。これらの意識啓発を促す広報の在り方につきましては、改めて検討を加えるなどして実績の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川委員長 質疑時間が残り30分でございますので、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 両制度とも国と一体の制度のようなんですけれども、利用されていない現状を見ますと、やはり制度設計に課題があるんじゃないかと私は思います。

今、井原課長も答弁されましたけども、高齢世帯ですね。年金暮らしだとすれば、微々たるでもないですが、補助が50万円ありますけども、それを受けても多額の補強工事は諦めるという人も多いと思います。

先ほどの空き家との関連で見ても、やはり住める家が継続されればそういうことにもならないのかなというふうに思いますので、国に対しても補助の増額とか、制度が生きる形で改善に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続きまして、泉町1丁目北地区再開発について、請求資料101ページにいただいているんですけど、その前に、議案書⑥の22ページですね。これは10億428万6,000円、事故繰越というのが出ています。あまり聞き慣れない、あまり例のない繰越しなんだろうと思いますが、その内容と理由を御説明ください。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

再開発地区内の既存建物の解体工事におきまして、アスベスト調査を目視、サンプリング等により事前に実施して工事に着手しましたが、解体工事を進める中で、事前の調査時には居住または営業中のため、詳細な調査ができなかった建物内部の耐火被覆材や外壁の一部等にアスベストが存在することが判明しました。

その調査及び除却作業に日時を要したため、令和元年度内に工事が完了せずに事故繰越となったものであります。

以上です。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 アスベストというのは、当然予想されるものではなかったのかと考えます。つまり、翌々年度に繰り越したので事故繰越なんだろうと思うんですけども、当初の見込み違いが問題だったんじゃないのかと思うんですが、もう一度その点、見解を聞きたいと思います。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

アスベストの調査につきましては、工事の前、設計段階においては目視、サンプリング等で調査を行いました。ただし、現地のほう、居住している方、または営業中の方もいらっしゃったこともあります。その中で、耐火被覆材等、そういったところにアスベストがあったということが判明したということでもあります。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 同じような質問をもう一度するんですけども、この資料をいただいて、昨年度の支出を見ると、道路関係が102ページにまとめてあって、3.9億円、103ページ、公共施設管理者負担金、再開発事業補助金で26億円というふうになっていますが、昨年度、新市民会館のいわゆる再開発の事業費増額が発

表されました。平成27年当時は263億円、平成29年には285億円、令和元年7月に312億円で27億円増えるという報告が特別委員会で行われたわけです。

特に補償費などが24億円増えたということについて、昨年7月の特別委員会でも当初算定がずさんだったんじゃないかと、議会に報告もなく支出してきたのは大きな問題だという指摘が相次いだわけですが、改めてその問題についての見解を伺いたいと思います。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度の特別委員会で説明しました補償費の増額についてですが、建物補償について、事例等から構造ごとに一律に見込んだ再建築費の想定が過少であったため、建物調査後の実態を踏まえた積算において額が増加したこと、及び、時間の経過に伴いまして人件費や資材の価格上昇等が影響していることが主な理由となっております。

また、通常生じる補償、通損につきましては、補償対象工作物や営業収支の実態等を踏まえました積算において額が増加したことが主な理由となっております。

以上です。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 特別委員会で議論した内容を繰り返すわけにいかないんですが、その委員会でもいわゆる通常損失、今、最後におっしゃったその見立てが、減失したときに営業継続をするという意思表示をしている人の様々な部分を全く見込んでいない例もあったり、詳しく見てみないと分からないという説明以前に、やはり掌握している補償の全体像が極めて少なかったんじゃないかという議論があったと思うんです。その点については、どう考えていますか。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

いわゆる通損の、例えば営業補償の算定のほうになります。当時、平成27年度時点ですが、この時点では、やはり他地区の同規模の事例等を参考に積算をしておりました。実際の営業補償につきましては、各権利者ごとに詳細な営業調査を実施しまして、それを積算に反映して補償費のほうを算出しています。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 新市民会館のこの買戻しと再開発補助金、それから周辺道路、芸術館東駐車場で、合計約351億2,000万円の事業費が今の段階で示されていまして、うち国補助が約93億円、市債が212億4,600万円、一般財源が約46億円ということで、市負担を合わせますと約260億円ということになります。

税金支出差止めを求める住民訴訟も提起されたという中ですが、先日の市長答弁でも、コロナによる税収減、事業見直しを様々取り組むんだという前にですね、新市民会館への巨額の支出中止を求めておきたいと思えます。

次、教育相談事業について伺います。先ほど鈴木委員、土田委員が議論した部分と若干似ているんですが、ちょっとお聞きします。

請求資料108ページですけれども、教育相談の内容が出ていますが、不登校のお子さんというのがやはり増加傾向にあると先ほども御説明ありましたが、こういった傾向なのか、また、支援策についても再度改めてお伺いしたいと思います。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 田中委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度、市立小学校における30日以上の不登校欠席者は156名で、不登校率は1.19%でございます。また、中学校の不登校欠席者につきましては303人で、不登校率は4.64%でございます。

不登校児童、生徒数の近年の状況でございますが、本市のみならず全国的に見ても増加傾向でございます。

不登校児童、生徒への支援につきましては、総合教育研究所内に適応指導教室「うめの香ひろば」を設置し、不登校児童、生徒の学校復帰、自立を目指した支援を行っております。

また、総合教育研究所内の相談室において、公認心理士などの資格を有する相談員や専門員による面接相談を行うなどして、本人や保護者への支援を行っているところでございます。

さらに、総合教育研究所の相談室に通うことのできない児童、生徒には、家庭訪問相談員が家庭に訪問し、相談などを行っております。

以上でございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 先ほども議論あったんですけども、小中学生合わせて460人のおさんが不登校、全欠じゃない子ももちろん多いんですけど、いらっしゃると。そのうち、うめの香ひろばに通えている方は16人ですから3.5%、単純に計算すればそうなります。

この不登校の数を考えてみたときに、小学生156人、大体市内の小学校で見ると妻里小学校の人数に近い数であります。妻里小には教職員が14人いらっしゃいます。中学生303人というのは、ほぼ常澄中と同じぐらいの数になるんですけども、そちらも25人の教職員がいらっしゃいます。つまり、言いたいの、ましてケアを必要としている子どもたちですので、1つの学校並みの体制で対応していただきたいということでもあります。

総研内の支援相談係というのは、常勤3人、非常勤2人というふうに分かれているんですけども、支援の体制としてはもっと拡充する必要があるのではないかとこのように思うわけです。あわせて、不登校以外に支援を要する子として、いわゆる特別支援学級に通う子も増えているとお聞きしております。在籍児童数や経年変化、また、その支援体制や内容について、お答えいただきたいと思っております。

○小川委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度、小学校の特別支援学級は85学級設置し、在籍者数は414人で行いました。また、中学校の特別支援学級は34学級設置し、在籍者数は159人で行いました。

次に、令和元年度の特別支援教育支援員の配置状況でございますが、小学校に134人、中学校に4人を配置いたしました。

これらの近年の状況でございますが、特別支援学級数、在籍者数、特別支援教育支援員の配置数のいずれ

も近年、増加傾向にあります。

特別な支援を要する児童、生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し、一人一人に応じた学習や生活面での支援を行っております。

以上でございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 やはり教育相談の件数が増えている現状や、不登校児童、生徒、また、特別に支援を要する児童、生徒が増えているという現状を踏まえますと、必要な支援が行えるような教育相談室の相談員、家庭訪問相談員、また、今御説明のあった特別支援教育支援員、それから総研内の支援相談係、そういう体制を抜本的に拡充する必要がやっぱりあるんじゃないかと思います。

義務教育でもありますので、それは教育委員会の責任として、厚い体制をぜひ取っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、特別会計にいかせていただきますが、国民健康保険会計ですけれども、請求資料120ページにいただいております。

先ほど収税のほうで質問したとおり、課税限度額3万円が引き上げられまして、最高額年額96万円となった年でもあります。一方で、一般会計の繰入れについては、前年度比で2億4,500万円減ったということでありまして、1人当たりの調定額というのが120ページの一番上に出ていますけれども、やはり上がって、9万8,030円。滞納世帯は1万世帯。相変わらず、高過ぎる国保税が払えないという世帯が27%に上っております。

私どもは、繰入れも増やして国保税を引き下げるべきじゃないかと繰り返してきましたが、県単位化2年目でもあります。前年度と比べ、県に対する納付金はどうなったのか。また、その結果、令和元年度の国保会計の収支はどうであったのか。負担軽減も十分可能な決算ではないかと考えますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○小川委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

初めに、令和元年度の国保事業費納付金の決算額につきましては、73億4,654万7,768円で、平成30年度と比べまして約7億4,400万円の減となっております。

この減の主な要因といたしましては、令和元年度の県全体の国保の被保険者数の減少等によりまして、保険給付費の推計額の減少により、その財源であります国保事業費納付金が減少になったものでございます。

また、令和元年度の国民健康保険会計の決算状況についてでございますけれども、歳入から歳出を差し引いた残額は1億1,176万1,288円となっております。しかし、歳入のうち前年度からの繰越金約1億8,000万円を控除した後の実質的な過年度収支は、約7,000万円の赤字の状況となっております。

以上でございます。

○小川委員長 残り時間15分でございます。

田中委員。

○田中委員 いつも実質的な収支でお答えになるんですけども、一般会計繰入れを減らしていく経過の理由としていつもそうおっしゃるんですが、私たちはやはり黒字化してきているんだらうというふうに思います。

国保税そのものを県単位化に合わせて値上げしないで済んだくらいの黒字は当然あるわけでありまして、その点、先ほど収税のほうでも申し上げましたけども、非常に高過ぎるということがこの収入未済から見ても明らかでありますので、引下げを求めておきたいと思います。

国保税の減免についてもう一点聞きますが、台風第19号関連を含む件数について、お答えをいただきたいと思います。

○小川委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 令和元年台風第19号による被災者に対する令和元年度国保税の減免件数につきましては、185世帯、金額で申しますと減免額は789万2,600円となっております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 水害以外は例年並みということだと思っておりますが、引き続き減免について、今年度はコロナの影響で大分増えるだろうと思っておりますけども、必要な方への減免の適用を積極的にしていただきたいと思いません。

特定健診について、請求資料122ページにいただきました。受診率の状況と、たしか60%を目標に掲げておられたと思うんですが、それに向けた取組をお答えいただきたいと思いません。

○小川委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度の特定健診の受診率は、令和2年8月末現在の速報値で29.4%と、前年度の受診率から0.7ポイント上昇いたしました。

受診率の目標値は、令和5年までに60%という国の目標値に向けまして、本市におきましても令和元年度の目標値を33%と定めておりましたが、3.6ポイント下回っている状況でございます。

受診率向上に向けた取組といたしましては、広報紙、ホームページほか、様々な手法による周知、それから、ターゲットを絞った受診勧奨通知など実施しているところでございますが、令和元年度の新たな取組といたしましては、民生委員に健診のチラシを配布いたしまして、地域の方々に周知していただくとともに、年度途中の国保加入者には、窓口での加入手続の際に特定健診について周知を図りまして、後日、受診券を送付いたしました。

また、モデル地区を一部選定しまして、保健師が約1,200件、健診未受診者に戸別訪問を実施しまして、直接健診の重要性を説明しながら受診を促しました。その結果、その地区の健診の受診率は前年度に比べて1.1%上昇いたしました。この取組の効果を検証しまして、引き続き、より効果的な受診勧奨に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 今年はコロナの影響で開始が遅れたり、いろいろ場所を制限したりと別な困難があるとは思いますが、早期発見、予防という観点で、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いません。

次に、駐車場事業会計ですが、議案書⑥の147ページに出ておりますが、実施設計及び解体に関する支出がありますけれども、新市民会館に関連する駐車場建設で、全体事業費約18億円とされておりますが、うち国補助が2億7,000万円、市債と一般財源で15億3,000万円というふう聞いております。地権者の同意も進んでいないのではないかとというふうに私どもは捉えておまして、建設推進に反対をしてきましたが、この決算額の内容について、お答えいただきたいと思っております。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

(仮称)水戸芸術館東地区駐車場実施設計業務委託につきましては、芸術館東地区駐車場建設に当たっての設計業務委託でございまして、契約金額1,516万4,000円のうち前払金として750万円を支払ったものでございます。

次に、(仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備事業建物基礎解体工事につきましては、買収した用地に残されている建物の基礎の解体及び撤去工事を実施したものでございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 特別委員会でも、地権者同意が取れていない部分があるという説明もありました。推進はやめていただきたいと、意見を一言申し上げておきます。

農業集落排水事業会計ですが、議案書⑥の149ページですが、2点聞きます。

地方公営企業法適用基本方針の策定というのがありますが、その中身は何なのか。公営企業化するのか。すると、それはいつで、結果、住民負担増にならないのか。というのは、利用者が少ないわけですね、農業集落というのは。それを下水と同じように——下水も料金改定していますけど、賄い率という考え方を同じように適用しますと無理があるんじゃないかと思っているわけですが、どういう検討状況なのか伺いたい。

それから、2点目は水害復旧ですけど、議案書⑥の150ページに飯富地区、それから藤井地区の多額の復旧費用が上がっておりますけども、復旧に要した期間や財源について、併せてお答えください。

○小川委員長 残り時間5分となりました。

三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの田中委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、資料の右側の中段にあります水戸市地方公営企業法適用基本方針策定業務委託の委託内容といたしまして、農業集落排水施設における資産調査の前段階としての資料の保管状況等調査、資産の整理単位方針の決定、法定業務スケジュールの策定でございまして。

また、平成31年1月の総務省通知において、農業集落排水事業について、令和6年4月までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することが要請されているため、令和6年までの移行に向け、作業に取り組むことにいたしました。

続きまして、令和元年10月の台風第19号災害により、飯富地区において農業集落排水施設と中継ポンプ施設8か所、藤井岩根成沢地区については、中継ポンプ施設12か所が被災いたしました。

これら災害復旧につきましては、令和元年10月中旬より着工し、約1年の期間を要し、令和元年9月末に完成予定でございまして。なお、事業費の財源につきましては、国の災害復旧事業補助金が8割、市の負担

が2割となっています。

最後に、公営企業化することによる使用者の負担増減については、現段階では明言できませんが、地方公営企業法を適用すると減価償却費を含めた総括原価を算定できるようになり、事業年度ごとに発生する費用とその他以外での使用収益率のバランスが適正であるのかを客観的に使用者に示すことが可能となります。

今後も、水洗化の普及率の向上や維持管理費の抑制などの経営努力に努め、使用者の負担増に配慮しながら、適切な条件設定に努めてまいります。

以上でございます。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 最後の答弁は大事なことだったと思うんですけども、農家の方が多くて水を使う、容積率ですね。いろいろ使うということから、人員割という形になっていると思うんですけども、下水と一緒に従量制、使った分だけかかってしまうという、そもそもの違いがありますので、そういう点はぜひ配慮していただきたいと思います。

最後に、後期高齢者医療会計ですが、これについては、127ページに資料をいただいているんですけども、これに表れていない部分がありました。所得割軽減ですね。

令和元年度に軽減特例の対象となった方の数、被用者保険の均等割、5割軽減が期間短縮になってしまいました。この点、私も改悪だと言ってきましたけども、負担が増えた影響が出た人もいます。その影響額等について、お答えいただきたいと思います。

○小川委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、低所得者の方や被用者保険の被扶養者の方などに対しまして、特例的な均等割額等の軽減措置が段階的に見直されております。

この見直しに伴う令和元年度の軽減特例の対象者数と影響額についてでございますけれども、令和元年度におきましては、低所得者に対します均等割の軽減のうち、これまで9割軽減だった方が8割軽減となりました。

この軽減の対象となった被保険者数は7,815人でございまして、軽減割合が1割減ったことに伴う影響額といたしましては、軽減額が前年度と比べ約3,100万円の減となっております。

また、被用者保険の被扶養者だった方の均等割の5割軽減につきましては、令和元年度から軽減の適用期間が2年間となりました。この見直しに伴い、令和元年度は前年度と比べまして、軽減の対象となった被保険者数が912人少ない130人となり、影響額といたしましては、軽減額が前年度と比べ約1,800万円の減となっております。

以上でございます。

○小川委員長 田中委員。

残り1分でございます。

○田中委員 後期高齢者医療制度については、県レベルでの保険料設定とかという制度になっているわけですけども、ここ数年、ずっと引上げされずにきましたが、来年度に向けて今、改定の動きが強まっております。

す。今御答弁あったような75歳以上の方々の軽減は減らして、保険料は増やすということでは、ますます暮らしが大変になりますので、そういった値上げ方針については、市としても中止を求めているいただきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小川委員長 それでは、田中委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 ないようですので、以上で田中委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 1時 0分 再開

○小川委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

土田委員から発言を願います。

○土田委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、総務費、マイナンバー制度について伺います。

資料は議案書⑤の91ページ、それと請求資料44ページのほうになっております。

まず、議案書⑤91ページの負担金補助及び交付金3,397万6,427円についての中身を御説明いただきたいと思います。

○小川委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

議案書⑤91ページの負担金でございます。マイナンバー関係の負担金といたしますと、まず1つ目といたしまして、自治体間の連携をするための国のサーバーがございまして、中間サーバーと言われていますが、こちらの運営負担金として674万4,000円、また、コンビニ交付を水戸市で実施しておりますが、こちらの全国センターの運営費といたしまして負担金470万円となっております。

どちらも地方公共団体情報システム機構（J-LIS）というところに支払いをしているところでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 あと、委託料、賃借料についてもお願いします。

○小川委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 請求資料の44ページの御説明でございます。

1の委託料でございますが、表の上のほうでございます。こちら、委託料2件ございまして、コンビニエンスストアの証明書発行を実施しておりますが、そちらで必要となるシステムの運用費の委託料が327万円でございます。

あと、昨年度につきましては、水戸市印鑑条例の改正がございまして、印鑑登録証明書に旧姓を併記することが可能となりましたので、そちらにつきましてもコンビニシステムの改修を行っております。そちらが36万3,000円で合計363万3,000円ということになってございます。

下の段の使用料及び賃借料でございますが、上から御説明をさせていただきますと、先ほど申し上げました国とつなぐ中間サーバーでございますが、こちらの端末機の賃貸借料が一番上でございます。

2番目が、職員がマイナンバーを利用する際には、許可された職員以外が利用できないように、職員の静脈を使った認証を行っております。そちらの静脈認証システムの賃貸借料でございます。

3番目は、マイナンバーカードの発行のときに利用する住基端末でございますが、そちらの賃貸借料です。

そして、最後、4番目でございますけれども、マイナンバーカードを発行する際に、受け取りの方に暗証番号を入力していただいておりますが、そちらで利用するタッチパネルの賃貸借料ということで、合計410万円ほどになってございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私どもは、このマイナンバー制度自体に反対の立場なんですけれども、そもそも国が推進する制度で、国から予算が下りてくるということで、どんどん進んでいるんですけれども、現実にはこうして市が負担しなければならぬ部分もどんどん膨らんでくるわけでありまして。

つい最近もジャパンライフの勧誘で、マイナンバー制度で預金が政府に把握されることによって年金が下がるよみたいなことで、このマイナンバー制度が詐欺のネタに使われたというニュースも増えています。それで、また、個人情報の漏えいというのは、ちょっと調べるだけでも毎日のように起きている。今回、コロナ対策の給付金のときにも、政府のコンピューターシステム自体がまだまだ不十分な中でこういうふうに進められていて、市としては市民の情報、市民の安全を守る必要があると思うので、その点、意見になってしまいますけれども、国に踊らされずに市民の利益を守るという情報政策、個人情報保護というところできっちり取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次にいきます。

新市民会館整備事業について伺います。

議案書⑤の95ページです。まず、資料を出していただきましたので、少し御説明をお願いします。

○小川委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、請求資料50ページを御覧いただきたいと思います。

新市民会館整備事業についてでございます。

お尋ねのありましたことにつきましては、新市民会館整備事業についての委託料と使用料、賃借料についてということでございましたので、資料を載せてございます。

まず、1つ目の委託料についてでございます。

委託料につきましては2件ございまして、スタインウェイピアノの整調保守点検業務委託でございます。この業務につきましては、旧市民会館で使用しておりましたスタインウェイピアノがその機能を発揮できるような点検調査を行うことを目的としております。契約金額につきましては、14万3,000円でございます。

2つ目が、水戸市新市民会館サイン設計業務委託でございます。

本業務につきましては、新市民会館の来館者の案内、誘導を円滑にするため設置するサインについて、その設置位置の検討やサイン設計を行うことを目的とするものでございます。契約金額につきましては、

763万4,000円でございます。

ページを返していただきまして、51ページでございます。

2, 使用料及び賃借料でございます。

使用料につきましては、高速道路の使用料でございます。

賃借料につきましては、現在、事務所といたしまして茨城いすゞビルの4階をお借りしておりますので、その賃借料及び電気料となっております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

まず、サイン設計業務委託についてですけれども、ちょうど予算のときにもお聞きしていただいて、伊東豊雄さんの設計で造る建物にそのサインをまた別立てで入札をかけたまま、その際には伊東豊雄さんのところとは限らないみたいな答弁をいただいて、結局、蓋を開けてみたら伊東豊雄さんのところが取ったという結果でした。

新市民会館自体をトータルコーディネートで設計してもらわなければ話にならないと思う中で、このサイン設計について、また新たに入札をかけて伊東豊雄建築設計事務所に取り寄せたというのは、二重取りではないかということをお私に思っているんですけれども、その辺の見解を教えてください。

○小川委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 御質問にお答えいたします。

本業務につきましては、新市民会館の動線等を熟知していることや、設計コンセプトに合致するサイン設計とすることが求められるとともに、サインを設置することで構造上耐えられるかを確認する必要などがありますことから、実施設計の成果品と密接に関係がございます。

よって、伊東豊雄建築設計事務所・横須賀満夫建築設計事務所共同企業体と随意契約をしたところでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 だから、最初からこれも込みでやるべきじゃなかったのかという話です。ということで、ちょっととても認められないです。また、まだ建ってもいない施設です。その動線なんかを考えたときに、今やることかということですか。

昨日、飯田委員の質問にもありましたけれども、市役所は使ってみて後からサインの予算が出ていましたよね。ということで、答えを……

[発言する者あり]

○小川委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 土田委員もおっしゃられた、当初、予算を御説明したことにつきましては、どの方法が最善かということが決まっておらなかったもので、そのように御説明をさせていただき、先ほど御説明したとおり、様々な方面から検討して、相手方を決定したものでございます。

なぜ、今やらなければならないかということにつきましては、サインには、内照式——電気を使うものですか様々な種類がございます、設置に当たり下地補強が必要なものや電源を必要とするものなど、本

体工事に密接に関係するものがございますことから、今回設計をしたものでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 とにかく、予算の段階では、別に伊東さんのところがやるわけじゃない、公募するんだという答弁が、ちょっと不誠実だったのではないのでしょうかね。

もう一点、新市民会館整備課はまだ家賃を払いながら事務所を借りていらっしゃいますけども、こちらの敷地には新しい役所ができたのに、なぜ戻ってこないのか。なぜあそこで家賃を払い続けなきゃいけないかが分からないので、御説明ください。

○小川委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 お答えいたします。

新市民会館整備事業に関しましては、地元の皆様方の御協力等をいただいております。地元の皆様方の近くにいることによって、いろいろな協議をさせていただいたり、御要望をいただいたりとか、近いところで業務をさせていただいているということで、必要な経費ということで、そちらで業務をさせていただいております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 もう質問はこれでいいですけども、市民会館は全市民のための会館のはずです。もちろん、地元の方と話し合うのは当然ですけども、あそこにおいて家賃を払わなければいけないという合理的理由はちょっと分からないと思います。1円でも税金です。立派な役所ができたんだから、役所で仕事をしていただきたいと思います。これは私の意見になってしまいますので、次にいきます。

防災・災害対策についてお伺いします。

一つは、議案書⑥の32、33ページ。32ページの下のところにあります6、原子力安全対策の強化というところ、ちょっと中身が分からなかったので御説明をお願いします。

○小川委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

原子力に関わる主な支出につきましては、水戸市原子力防災対策会議に関わる経費、放射線特定を行う囑託員の報酬、放射線特定機の保守点検、放射線や放射能に関する啓発のためDVDの購入経費、広域避難に関する受入れ自治体との調整に関わる経費でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一点、追加資料を出していただきました。昨年の水害のことで聞きます。

昨年の台風第19号被害の支援の実績について、資料を出していただきました。まず、住宅の応急修理について伺います。請求資料の62ページ。住宅応急修理について、少し御説明いただきたいと思います。

実際に、必要な方全てに支援が届いたのかという点、どういった形で支援されたのか、現状と経緯をお願いします。

○小川委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

応急修理につきましては、災害救助法の適用を受けた地域において、被害を受けた住宅に対して最小限の修理を執り行う場合に、行政側のサイドとして実施するというところでございます。

制度の区分としまして、被災区分で、半壊以上、準半壊という2つの区分がございまして、今回、資料に載っているのは210件で、1億2,013万6,755円はこの2つの区分を合計したものでございます。

半壊以上の限度額59万5,000円の区分につきましては、届出がありました工事費用が約132万円ほどありまして、申請額については、平均しますと57万6,022円というところでございました。

また、準半壊の限度額は30万円ということになるんですけども、届出がありました工事費用平均につきましては、106万円というところでございました。また、1工事当たりの申請については、限度額が30万円ということで申請が来ております。

工事の状況がどうだったかということなんですけれども、受付期間を延長しまして、ほぼ必要な方には行き渡ったものというふうに理解しております。

また、工事の進捗の状況なんですけれども、申請件数が全体で227件ほどございまして、現在のところ、あと1件ほどという状況になってございます。

以上でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一点、仮設住宅のほうも資料を出していただきました。これ、期限がありますよね。最長2年ということですけども、台風の後またコロナということで、暮らしのほうが大変になっている状況なんですけども、2年を超えても家が持てないような場合には、何らかの方法はあるんでしょうか。

○小川委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 応急仮設住宅につきましては、委員御指摘のとおり、最長2年ということで現在やらせていただいております。

当然、個々の事情がございまして。現在無償ということでやっていますが、2年を経過した場合は、各自が費用を負担していただければ継続的に利用できるということで現在は考えています。

以上です。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 そこまでは無料ですけども、そのまま家賃を払えばそこには住み続けられるということですね。分かりました。

やっぱり130万円くらいのお金がかかるところで、半分まではいかないけれども支援があるというのは助かるので、とにかくその辺は頑張っていただきたいということで、次いきます。

新庁舎建設事業についてです。

決算審査資料の124ページから126ページと、追加の資料を出していただきました。

それで、決算審査関係資料の124ページ、125ページでお聞きしたいんですけども、一つは、本庁舎環境設備設置工事につきましては、昨日飯田委員のほうから御質問がありまして、請求資料の19ページで直接にいただいていたんですけども、ほかの部分について、概要を御説明お願いします。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

請求資料63ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、市役所新庁舎に関する維持管理費、工事費、補修費と3年間を用意してごさいます。

平成29年度につきましては、工事請負費が71億3,811万6,000円。平成30年度につきましては、維持管理費が1億3,214万1,622円。これにつきましては、下の電気から施設修繕料を想定した数字となっております。工事請負費が59億6,338万7,480円ということで、合計で60億9,552万9,102円となっております。令和元年度につきましては、維持管理費が4億730万239円、工事請負費が2億5,153万5,231円、合わせて6億5,883万5,470円という状況でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

新庁舎の様々な不具合みたいなことにつきましては、本会議でも聞きましたけれども、できた後に、例えば地下の駐車場の路面がべりべり剥がれちゃっているとか、そういったものの補修というのはこれで見るとどこになるのかというのと、これは造った大成建設さんがやられたんですか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問にお答えします。

地下駐車場の床面の剥がれでございますが、こちらにつきましては工事施工上の瑕疵があったということで、大成建設の負担で行っているため、この表の中の工事には含まれてございません。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

次に、水戸芸術館につきましては、資料を出していただきました。請求資料の39ページでお聞きします。

まず、委託料と補助金が少し増加しているようですけれども、この辺の理由について御説明願います。

○小川委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、委託料の増額の主な理由につきましては、空調設備の分解点検、オーバーホールに要する経費など、施設の維持管理に係る経費が増額となったためでございます。

また、補助金につきましては、開館30周年記念事業に係る経費やホームページのリニューアル、チケットシステムの機能拡充に係る経費が増額となったものでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私は2年前も決算特別委員会だったので、そのときにもお聞きしているんですけど、この施設の維持補修工事みたいなのは、2年前にもこれでそろそろ終わりですみたいな答弁をもらったんですけども、今後もまだまだある感じなんですかね。

○小川委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 芸術館につきましては、昨年度、長寿命化計画、施設の管理維持計画のほうを策定いたしまして、長期的視点に基づきまして、年次ごとの修繕のほうを計画してございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

もう一点、年明け、コロナの影響が多分あったと思います。芸術館を閉めましたよね。この決算期までの、年明けの運営状況を少し御説明願いたいと思います。

○小川委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 ただいまの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和元年度におきましては年明けの3月2日から31日までの間を臨時休館としたところでございます。

令和元年度におきましては、延期や中止を受けました事業数につきましては、音楽12事業、演劇2事業、美術2事業の計16事業になってございまして、影響額といたしましては、約500万円の減を見込んでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一点、今、芸術館の職員の人数、内訳を教えてくださいませんか。

○小川委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 水戸市芸術振興財団の組織体制、職員定数といたしましては、令和元年度におきましては財団職員が36人、嘱託員が6人、臨時職員52人の計94人体制となっております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

数字は変わっていないですね。その52人の臨時職員の方につきましては、今回、コロナの影響で閉めていた間の処遇、待遇はどうだったのか。

○小川委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 臨時休館中につきましては、臨時職員の方につきましても休業の対応とさせていただいてございまして、その間の休業補償といたしまして、国の基準に応じまして休業手当を支給してございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

芸術館につきましては、本当はかなりのお金をかけて運営しています。市からお金がかかり入っています。ただ、毎年ちょっと申し訳ないんですけども、例えば企画事業費、支出に対しての収入率というか、もちろん芸術でもうけるとは言わないんですけども、あまりにもこの収支の差が大きくて、簡単に言うとちょっと大名商売っぽい感じがあって、市からいっぱいお金が入るからまあ回せるみたいな状況ではなくて、自主的にきちっと運営費を生み出して回していけるような形になっていかないといけない気がしますので、その営

業努力をお願いしたいという意見を申し上げさせていただきまして、次にいきます。

市民センターにつきましては、次の40ページに資料を出していただいたのと、あと、議案書⑤の93ページ、修繕料です。

市民センターはやっぱり古くて、あちこち直してほしいというところはどの地域でも要望がたくさん、細かくあると思うんですけども、今回、修繕はどのぐらいな感じでどういうふうにされたのか。

○小川委員長 残り質疑時間が30分となっております。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

市民センターの修繕につきましては、令和元年度は33の施設で149件行っており、金額は1,667万8,873円でした。このうち施設の修繕につきましては、103件、1,571万651円でございます。

主な修繕の内容といたしましては、従前の老朽化に伴う給水ポンプや空調機器類の修繕、消防設備や自動ドア、照明設備の修繕、そして、雨漏りの補修や門扉の修繕などを行っております。

また、備品の修繕や公用車の車検及び修繕が46件、95万7,222円でした。

以上でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

いつも言っていることなんですけども、この身近な施設の修繕、使う人が使いやすいようにと要望が常々多いと思うので、頑張って進めていただきたいということで、次にいきます。

いきいき交流センターにつきましては、昨年の台風の影響、そして年明けのコロナの影響で閉まったりした期間が結構あったと思うので、その辺の状況について少し御説明をお願いします。

○小川委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

昨年10月の台風第19号によりまして、いきいき交流センター長者山荘につきましては、10月14日から12月5日まで、水戸市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置したことによりまして、設置準備、閉所後の清掃等を含めて約2か月間の休館をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月には7施設全館休館としたことなどにより、年間延べ利用者数につきましては、平成30年度と比較し、約2万人の減となっております。

それによりまして、運営費等につきましては、管理運営委託料の精算を行いまして、休館時の光熱水費等の分として、7施設合計で146万3,000円の戻入となっております。

以上でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

こちらのいきいき交流センターも、地域の高齢者の方にとって本当になくってはならない施設で、何かの影響ですぐ閉じられてしまって、家に籠もってしまって健康が悪化するみたいなことがあるので、これからコ

ロナと共に生きる社会でも、この運営の仕方は難しいところがあると思うんですけども、なるべく閉めてしまわないで運営できるような工夫をぜひしていただきたいと思います。それでは、次いきます。

開放学級につきましては、本会議でもいろいろ聞きましたので、修繕費の内訳についてだけ御説明をお願いします。

○小川委員長 大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度の開放学級の修繕料の決算額は152万9,288円で、そのうち開放学級の施設の修繕料は147万1,930円でした。

施設修繕の内容としましては、サッシや家具転倒防止の建具修繕が9校で91万円、空調の修繕が3校で約35万円、排水の修繕が1校で12万5,000円、照明の修繕が3校で8万5,000円ほどでした。

引き続き、現場の状況の把握に努め、優先順位を定めて必要な対応をまいります。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

優先順位を決めてやられていくということだったんですが、子どもたちにとっては毎日のこととして、ぜひ進めて——例えば内原だと——私のとこの堀原もそうなんだけれども、ひさしがちゃんとなっていないと、雨の日にびしょ濡れになってしまうところが何か所かあるなど、それぞれいろいろ問題があると思うので、ちょっとこの辺チェックしていただいて、できるだけ進めていただきたいという要望で、次いきます。

小児健診について資料を出していただきました。請求資料の78ページ。

まず、乳児健診は1回目と2回目とあって、94%と75%と結構差があるんですけども、この差はどういうことなのかというのが1点と、あと、1回目のほうを合わせても100%にいていなくて、健診していない子どもさんがいると見ればいいんだと思うんですけども、そういった子どもさんをどういうふうに把握して、どういった形で健診を勧めたりしているのか、その辺ちょっと御説明をお願いします。

○小川委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

乳児の受診率についてでございますが、こちらの資料の中にある健診のうち、母子保健法で定められております法定健診は、1歳6か月健診と3歳児健診となっております。

乳児健診につきましては、1歳までに2回、医療機関で受診するものでございます。受診の目安としては、発育や発達の状況を確認するために、1回目は3～4か月の間に、2回目は9～11か月の間に受診することを推奨しております。

1回目の3～4か月頃は、体重の増え方など気になることが多い時期のために受診者も多いと考えられますが、2回目の9～11か月の頃は、予防接種や病気などで小児科を受診する機会も多くなりますので、健診以外でも医師に相談する機会が増えてくるということで、2回目が受診率が低い理由であると考えられます。

以上でございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

あと、5%ぐらいの受診していない子どもはどうですか。

○小川委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 失礼いたしました。

未受診者の方には、まず受診勧奨の方法としまして、出生届の窓口において乳児期の母子保健事業のチラシを配布して周知しております。そのほか、4か月までの子を対象とした乳児家庭全戸訪問の際や7か月育児相談におきましても健診の受診勧奨をしているところがございますが、やはり入院している子ですとか入所している子などで、100%にはならない状況でございますけれども、保健所で行っております育児相談などは随時個別で実施しておりますので、そういったところへの案内などをしながら、追跡して確認をしているところがございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一点、2歳児歯科検診が74.3%で、ほかに比べて大分少ない感じがするんですけども、この少ない理由というのはどういうことなんでしょうか。

○小川委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの質問にお答えいたします。

2歳児歯科健診につきましては、かかりつけの歯科医院や保育所等で定期的な歯科健診を受けていることなど、市の健診以外で歯科健診を受ける機会もたくさんございますので、74.3%の受診率となっていると考えられます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私、ちょうどこの間2歳児の歯科健診のところに保健所で遭遇したことがあって、本当に子どもたちは水戸の宝ですので、健やかにしっかり育てていただけるように頑張ってください。じゃ、次いきます。

土木費、都市計画推進事業について、議案書⑥の103ページです。

都市計画推進事業の、居心地が良く歩きたくなる健康まちづくり計画策定業務委託、これについてちょっと説明をお願いします。

○小川委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

業務委託の内容につきましては、国が作成いたしました健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドラインや、本市の立地適正化計画を踏まえまして、中心市街地への来街者の回遊性を、居心地が良く歩きたくなるという視点と、歩くことによる健康増進を図るなど新しい視点でのまちづくりのために、調査計画の策定を委託したものでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

その計画というのは、まだ続いているということですよねですか。

○小川委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 委託の内容につきましては、昨年度で完了してございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、次いきます。

水戸駅北口駅前広場整備事業について、議案書⑥の104ページ、それと決算審査関係資料の210ページです。

まず、この整備事業の経過、内容について、ちょっと説明願います。

○小川委員長 木村技監兼市街地整備課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの質問にお答えします。

水戸駅北口駅前広場整備事業につきましては、水戸駅北口の顔づくりとして、ペDESTリアンデッキに、歴史的景観を配慮し、神社の拝殿をイメージしたお休みどころを設置し、御影調のタイルへ修正したものであります。

工事契約金額は1億4,900万7,600円であります。このうち、おおむね補助金が2分の1となっております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

お休みどころというのは、このデッキにできた大きいあずまやみたいなところですよ。ちょうど梅まつりの時期に工事していたところですよ。もう一回いいですか。あのあずまやを建てるようになった経緯と——私なんかは全然知らないうちに工事が始まって、開いてみたらあれができていたというイメージがあるんですけども、議会にその計画について示してくれるタイミングはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○小川委員長 残り時間15分となっております。

木村技監兼市街地整備課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの質問にお答えします。

水戸駅から弘道館方面へ誘客を図るため、駅北口のペDESTリアンデッキを和風調のタイルに修正し、併せて歴史的景観に配慮した休憩施設を設けたものであります。

議会への報告につきましては、当初の設計金額も1億4,400万円程度であり、議会への報告案件ではございませんでした。

あと、梅まつりの最中も工事をしていただということでございますが、当時の工事の契約日が、平成31年1月11日であり、9月28日からのいきいき茨城ゆめ国体までに完成させるということで、梅まつり期間中も工事を進めさせていただきました。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

すみません、結局、完成したのはいつでしたか。

○小川委員長 土田委員に申し上げたいんですが、本で行われていますのは、あくまでも決算委員会でございますし、前段の部分においても要望、意見等の発言が多いようです。その辺御理解の上、よろしく願いいたします。

[発言する者あり]

○小川委員長 木村技監兼市街地整備課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

令和元年9月6日が工事完了日となっております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

9月6日ですね。そうすると、私、10月に、あのあずまやの柱にひびがいっぱい入っているのを市民の方に言われて見たんですけども、ひび割れがいっぱいあるというのと、水府提灯のビニールカバーは、ずっとかかりっ放しになるのか。あと、あの駅前のからくり時計を隠してしまうということで、市民の皆さんからよくない評判をいっぱい聞いていますが、この辺でやめます、はい。すみません。じゃ、次いきます。

泉町1丁目北地区再開発事業について伺います。

請求資料101ページのイ、泉町周辺地区整備事業のほうで、全面通行止め影響調査がずらっと並んでいます。これ、2年前の決算特別委員会のときにもお聞きしましたが、これは前にやったのと同じものですか。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

本業務につきましては、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う将来的な道路工事を想定するとともに、水戸芸術館と新市民会館がパブリックスペースとして一体的に利活用された場合を想定しまして、あおぞらクラフトいちに合わせて幹線市道4号線を全面通行止めにし、影響等を調査したものであります。

また、あおぞらクラフトいちの来場者を対象としたアンケート調査を実施しており、道路を活用したにぎわいづくりに対する意見を数多く収集し、事業に生かすために継続して実施しております。

関連する委託業務の内容については、通行止めに係る交通誘導員、通行止め看板の作成や設置・撤去費、通行止めのバリケード賃料について、それぞれ専門業者へ委託したもので、あおぞらクラフトいちの開催日2日間に合わせて実施しております。

アンケートなどは、職員自ら対応することで経費を最小限に抑えておるもので、以前御説明させていただいた委託と同じものでございます。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 一つ一つの数字は小さくても、これをまとめると50万円ぐらいのお金になるんです。これを毎年毎年、新市民会館ができるまでやり続けなきゃいけないんでしょうか。その毎年毎年やらなきゃいけない理由というのがちょっと分からないので、教えてください。

○小川委員長 残り質疑時間が10分でございます。

大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

こちらの調査については、平成28年度から継続して行われているものでありまして、今年状況については、やはりコロナの影響でちょっとできなかったということもあるんですが、今後の継続については、ちょっと庁内でも検討していきたいというのは……

[発言する者あり]

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

この50万円については、ちょっと認められないです。

もう一点、これもまた小さなお金と思われるかもしれませんが家賃の話です。

請求資料103ページに出してもらいました。泉町周辺地区開発事務所も、いつまでもあちらで部屋を借り続けるのでしょうか。

あと、家賃が上がったんですかね、これ、数字が変わっているのは。その辺、説明願います。

○小川委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの事務所についての質問なんですけど、市街地再開発事業及びそのほかの関連事業が完了するまでは、やはり同事務所におきまして業務を執行していく予定でございます。

また、2番目の質問にありました家賃の変更なんですけど、こちらは消費税の税率が変更されたことに伴う家賃額の変更となっております。

以上です。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 はい、ありがとうございます。

こちらの決算については、認めることはできません。じゃ、次いきます。

学校給食について、資料を出していただきました。請求資料114ページです。

学校給食につきましては、昨日も質問がありました。給食費等々ありましたので、1点だけ、給食のソフト麺がなくなって、何とか復活していただけたようですけども、昨年とはどんな状況だったのかを教えてください。

○小川委員長 小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ソフト麺につきましては、平成30年度、令和元年度と各学校で年間1回ずつの提供をしております。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

ソフト麺復活で、子どもたちは本当に喜んでるんですけども、年1回というのがちょっとあまりにもかわいそうで、もろもろ難しいんでしょうけども、今後頑張って増やしていただきたいと要望を申し上げます。

最後、学校プールについて資料を出していただきました。請求資料107ページです。

学校プール施設開放事業が始まってから、確実に利用者さんも増えているようですし、場所も増えているようですが、経過の説明を少しお願いします。

○小川委員長 柏参事兼スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校プール施設開放事業につきましては、夏休み期間中に市内の小学校プールを開放し、市民が気軽に水に親しみ、水に触れる機会を確保することを目的に、平成28年度から実施しております。

初年度の平成28年度は、新荘小学校など5校で11日間開放し、平成29年度は前年度の5校に赤塚小学校を加えた6校で開放し、日数も各校とも15日間に増やして実施をいたしました。さらに、平成30年度からは城東小学校を加えた7校で実施しております。

令和元年度では、7校で各15日間開放し、延べ105日間で8,180人の御利用をいただいたところであります。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

年々1校ずつ増えていって、令和元年度は増えなかったようですけれども、学校プールの事情があって難しいところがあるというのは私も重々分かっています、ただ、今後増やす計画というのはあるのでしょうか。

○小川委員長 柏参事兼スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 御指摘のように、今後も学校プールの施設状況や地域性、市民ニーズ等を考慮しながら、気軽に、快適に御利用いただけるように事業の推進に努めてまいります。

○小川委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私もこの事業を本当に応援しているので、頑張ってくださいたいんですけども、学校施設課さんがいないのでちょっと意見だけ最後に言わせていただきたいんですけども、教育長さんいらっしゃるのです。

本当に水戸市内には安全に使えるプールがいっぱいあるんです。学校のプールがきちんとしていればこの事業をもっと増やしていけるということで、一度、各学校のプールをぜひ見に行ってくださいたいとお願いしまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○小川委員長 それでは、土田委員の通告に関する質疑があれば、発言を願います。

鈴木委員。

○鈴木委員 1点だけお伺いしたいと思います。

マイナンバー制度についてなんですけれども、昨年度のマイナンバーカードの申請件数と、昨年度までの累計件数がお分かりでしたらお願いいたします。

○小川委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

請求資料の43ページでございます。

市民課が提出した資料でございますけれども、令和元年度末のマイナンバーカードの交付状況ですけれど

も、一番下の段を御覧いただきますと、令和元年度の交付件数は8,000件でございます。累計いたしますと、4万1,909件という数字でございます。

○小川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと気がつかなくて申し訳ありません。

4万1,909件ということで、決して多い数ではないと思うんですけども、本年はコロナ禍の中で、マイナポイントが5,000ポイント付与されるため、たくさんの方が申請をされまして、申請もかなり増えたのではないかなど。窓口のところでもかなり混み合っていたように思います。

菅内閣が発足してから、さらにこのマイナンバーカードに、国民の方の利便性を高めるために免許証、国民健康保険証という声も聞かれていますので、やはり国の施策で大きく進めようとしているときに、市としてもしっかりと準備を整えて、市民の皆さんが、混雑でかなり時間を待ったという声もありますので、そういうことがないように、今後、申請に向けてのそういうことも視野に入れながらぜひやっていただきたいと思います。

○小川委員長 ほかにございませんか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 関連質疑が終わったということで、質疑を通じて感じたことがあるので、ちょっと言わせてもらいたいんです。この決算特別委員会については、発言通告をして、それに関連する資料請求をするというふうに私も認識しているんですね。ですので、請求資料については、発言に関連したものなんだろうと。

今ずっと聞いていまして、この請求資料を見ましたら、大体42件ぐらい、約50ページ以上が、発言通告に関連していない内容なんです。これ、やっぱり問題だと思うんですよ。やっぱり請求するからにはきちんと発言通告すべきでしょう。執行部も時間をかけてヒアリングして、時間を使って資料を作成しているわけですよ。中には、時間外勤務をしてまで書類作成をしていることもある。やはり、しっかり発言通告に沿った資料請求をしていく、これが議員としての常識なんだろうと思うんです。

それが働いていないのであれば、やはりこれ、しっかりと明確にルール化すべきです。今、やっぱりルールがちょっと曖昧になっていて、だから議員の常識が働いていないのかなど、そういうふうを感じるので、今回はもう質疑も終わっているわけなので、この委員会の仕切りというのは委員長に委ねられているわけですから、やはり次年度もこの決算特別委員会というのはあるわけで、しっかりとその辺のルールが必要だよということを正副委員長でよく検討していただいて、次回に申し送りするなり、そういうことをお願いしたいなというふうに思います。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 当然ながら、同様の意見なんですけども、資料請求をして、それを見たことによって質問がなくなつたよと、よく分かりましたというならいいんですけども、これでは、いたずらに執行部の仕事を増やして——決算認定をするために私たちは質問しているんですよ。それなのに、いたずらに仕事だけ増やしちゃうって、請求した方がいいけど質問もないしと、これはまかり通るべきではないと思うので、私からも同様の意見として、委員長、副委員長で申し送りをするなり、これ、議運に取り上げるかどうかはまた別の問題

ですけれども、そういうことをきちんと整理して、先々に申し送りするような形できちんとやってほしいと思います。

以上です。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 通告と資料請求の関係については、もう既に過去、今言ったような議論は決着ついていると私は認識しております。過去も、私どもがよくたくさん資料請求することについて意見が出ましたけれども、それぞれ経年変化を見るという点では必要な資料請求をしているんだということでやりました。

その点は、既に執行部は審査資料とか各種資料を出されていますけど、それでは十分に理解できないので請求をするということですので、議員の資料請求権は当然あるわけですので。そもそも、かつては款項目節順に全議員が発言していたんですよ。通告制ですらなかった。ですから、その当時から資料はそれぞれの項目について、しっかり確認するために必要なものですので、私は今の意見には賛成しかねます。

○小川委員長 ほかにございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 ただいま、各委員から御意見をいただきました。

今回の件につきましては、正副委員長において、委員会の前例に倣い、資料請求を認めた次第であります。

委員の指摘どおり、今回の通告に関連しない資料も含まれておりました。

今回の件につきましては、正副委員長において、次年度に向けて、事務局に対しても精査等をしっかり行ってまいろうと考えておりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日25日金曜日午前10時から開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時 7分 散会